

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する  
調査特別委員会会議録（平成28年6月30日）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する  
調査特別委員会会議録

日時 平成28年6月30日（木） 開会時間 午前11時01分  
閉会時間 午前11時41分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨  
副委員長 久保田松幸  
委員 中村 正則 山田 一功 桜本 広樹 鈴木 幹夫  
大柴 邦彦 永井 学 佐藤 茂樹

委員欠席者 渡辺 英機

議題 平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関する事。

会議の内容

土橋委員長

ただいまから、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を開会いたします。なお、本日、渡辺英機委員は体調不良のため欠席します。御了承願います。初めに、今後の調査の進め方について御協議願います。それでは、委員各位の御意見を求めます。

桜本委員

特別委員会の中でアンケートというか調査をした記述に対して、百条委員会という調査権を持って格段扱いが上げてくる状況の中で、今一度、特別委員会のときに各議員や前職員等に対するアンケートに対して、記述に対して勘違いがなかったか等もう一度見直しというか機会を与えてもらったほうが良いと感じていますが、その辺皆様方と御審議いただきたいと思っております。

大柴委員

今、意見がありましたけれども、自分で間違えたなら随時議会事務局に言っていたら、変えていったらいいんじゃないかと思っております。今回は、どの人を呼ぶのかまず決めたほうがいいんじゃないか。その中で、もし、間違えているなら、しっかり自分で意見を言っていれば良かったらいいと思っておりますので、まず、どの人で調査をするのかから始めていったほうが良いと思っております。

山田（一）委員 今、桜本委員が言ったように、議会で地方自治法第100条第1項の調査権が新たに特別委員会に付与されたわけで、少なくとも任意で記載をするというアンケートを参考にすることは当然だと思っておりますが、それをもとにすることによって、当時はもう少し気持ちが緩やかというか、緊張感の度合いが違うと思っておりますので、少なくとも、アンケートについての追認をするのか、改めて記載について良くわからなかった点があるのかについては、調査した方に事務局を通じて確認する必要があると思っております。また、百条調査の目的に関する限界というものがあると思っております。これは、判例なり事項の中で一応、議会の勢力の張り合いとか、あるいは、主流派、反主流派というような特殊な事情から、特定の議員の発言や行動を真意を調べるようなことについては、この調査権の限界であるという事例も出ていますので、その辺も加味した中でこの委員会を運営していただきたい。

永井委員　　今、山田委員が言っていたとおり、確かに地方に事務を飛び越えた証言、喚問も含めて、それはできないと思います。調査票を改めて書き直すということですが、あくまで特別委員会で聴取をしたもので、これを参考に話を進めてきたので、大柴委員の言うように、訂正したいところがあれば随時訂正をしていくという部分の中で、この委員会の元々の趣旨というのが、なぜ流会をするという事態になったのかを調査するために立ち上がっていますので、その原因を究明するために、この百条になったと思いますので、調査権を行使してお話を伺うのが先決だと思いますので、この部分を参考にしながら、あのとき何があったのかというのは聴取を始めて、審査を進めていったほうが良いと思います。

山田（一）議員　今からこちらにお呼びしてお話を聞く方については、訂正の機会が多分あるんですね。アンケートをもとに発言しているけど、実はどうなんだという、これでいいのかとかあるけど、そうでない委員の皆さんは、発露する場面がないので、一度、あのアンケートをもとに、この特別委員会は議論を進めていく旨の通知はする必要があるかなと思う。別に今からここへお呼びする方の邪魔をするわけでもないし、ただ、調査をした人を全員呼ぶんであればいいけど、そうでなければ、この前とったアンケートをもとに、この委員会は調査権を発動していきますという一文は入れていく必要があるかなと思います。平行してできるんだから、それはあえて止める必要はないと思います。お呼びする方は、もちろん訂正の機会があると思いますので、是非委員長には、事務局でやることですから、お願いをしたい。

土橋委員長　　今、委員長にはという話が出てきましたので、私の意見を言う立場ではないかも知れませんが、一応、今から誰を呼ぶかというのは、全員呼ぶかも知れない。ということは、今の話はなかった話にさせていただきたい。今回は地方自治法第100条第1項により、出頭及び証言を求めることに御異議はありませんかということをご皆さんに御質問したいと思います。  
地方自治法第100条第1項により出頭及び証言を求めることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第100条第1項により出頭及び証言を求めることに決定いたしました。

次に、出頭及び証言を求める者及び証言を求める事項について御協議願います。委員各位の御意見を求めます。

大柴委員　　証人喚問ですけれど、まず、誰かということで行くと、やはり石井議長、河西副議長2人が、議会の運営には、この人たちが一番関わり、この人たちが、議会の開会、閉会を行うことが一番の基本ですから、まずこの2人を呼ぶということと、あと、議会運営委員長、副委員長ですね。この方たちも、この調査を聞きますと何らかの手段をとらなければいけなかったのではないかとことを言われていますので、この2人のその間何をしていったのかという調査をするべきと、そして、前議会事務局長も局長として、その時期回避するために何をしていったのか、議長に何をアドバイスしたのかを聞くべきだと思っています。まず、この5人を調査していただいて、それに係わって出てきたことに対して、追加招集をしてい

くのがいいんではないかと思います。

土橋委員長 次に出頭及び証言を求める者及び証言を求める事項について、御協議願いたいと思います。

山田（一）議員 今の大柴委員のことは、何らかの判断をしないと。

土橋委員長 出頭及び証言を求める者及び証言を求める事項として、大柴委員から5人のメンバーということですね……。暫時休憩させていただきます。

（休憩）

土橋委員長 それでは再開いたします。出頭及び証言を求める者の名簿をお手元に配付します。

（議会事務局職員配付）

以上のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、出頭及び証言を求める者は、お諮りしたとおり決定いたしました。

次に、証言を求める日時について御協議願います。各委員の御意見を求めます。

それでは証言を求める日時については、7月12日（火）石井議長が午後2時から、河西副議長が午後3時から、7月19日（火）午後2時から前議会事務局長、同3時から議会運営委員長、同4時から議会運営副委員長といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

山田（一）委員 手続的に12日ということは、事務局の方で、いろんな手続を踏まなければならないので、その辺のことを御説明いただけますか。例えば、代表者会議なり開かなければいけないのか、教えてください。どうして、いきなり12日になったかも含めて。

高野議事調査課長 私の方から、御説明申し上げます。本日の決定を受けまして、各会派代表者会議の申し合わせ事項に則りまして、同会議に事前に報告する必要があります。この報告に基づきまして、出頭すべきとされた方々に通知を出す必要があるわけなんです。その通知は「議員における証人の宣誓及び証言に関する法律」いわゆる「議員証言法」という法律がございまして、これに準じて実施する必要から、出頭する日の5日前までに通知をすることになっています。このことを踏まえまして、本日決定しまして、代表者会議を6日に開く想定で、それから5日間ということであれば12日ということと考えております。

土橋委員長 以上、事務局の説明が終わりました。よろしいですか。

中村委員 いいですか高野課長。今、土橋委員長が確認しているけれども、7月6日が代表者会議、そして5日前に通知ということだから12日ということだね。そ

れを確認したほうがいいよ。

土橋委員長 証言を求める日時について、以上のとおりとしたいと思います。これに対して御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって証言を求める日時については、お諮りしたとおり決定いたしました。なお、証言を求める事項については、「2月議会最終日の行動について」といたしたいと思いますので、これを御了承願いたいと思います。

なお、出頭及び証言を求める者に正当な理由がある場合には日時の変更もあり得ますので、あらかじめ御了承願います。

次に、質疑の方法についてであります。質疑の方法は、これを委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、委任の件はお諮りしたとおり決定いたしました。それでは、以上、御協議いただいた事項について議長に申し出ることといたします。何か質問がある場合は、質問事項を7月12日（火）は7月7日（木）まで、7月19日（火）は7月13日までに委員長まで御提出願います。

鈴木委員 質問事項っていうのは、個々の内容を先に出すなんていうのは考えられない。

山田（一）委員 私は委員長が言うとおりに、ある程度の準備もあるし、当然ですよ、最初から何かを黒にするための委員会ではなくて、調査をするんだから、あらかじめ目的は明示しなければいけないんですよこの委員会は。だから、できるだけ明確に解りやすくした質問事項は、なお、追加で当日聞くことは聞くんですから、ある程度明示しなければならないんですよ、この委員会は。

鈴木委員 基本的には流会のことを聞くんですから、先ほどいったように質問っていうのは誰をとかそうではなくて、その約束において3月23日の出来事を聞くということではいけないのかな、どうなのかな。

桜本委員 百条委員会の設置というルールに基づいてですね、一般的に証人を呼ぶ場合、こういうことを相手側に対して伝えなければならないというルールに基づいて委員長と事務局で判断をして、私はそういった判断のもと、一般的な常識でしていただければ、それで構わないと思います。

（「委員長に一任」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 なお、質問がある委員は、質問事項を7月12日は7月7日まで、7月19日は7月13日までに委員長まで御提出願います。様式は事務局から後ほど届けますので、よろしくお願います。今後の日程については、追って、御通知しますので、全員の出席をお願いします。

次に、証言を求める際の留意事項について、事務局から説明いたさせます。

高野議事調査課長 先ほどの議員証言法に準じまして、委員の承認に対する尋問が証言を求め  
る事項と無関係なもの。威嚇的又は侮辱的な尋問、その他適切ではない尋問はこ  
れを禁止することといたします。2つ目ですが、地方自治法100条第1項第4  
号に基づきまして、証人が公務員である場合、また、元公務員であった場合、そ  
の者から公務員である地位において知り得た秘密である旨の申し立てがあった  
場合、その尋問は中止しなければなりません。また、その職員の所属する官公庁  
の承認がない限り、証言又は記録の提出はできないので追って手続をすることに  
なりますので、御留意願います。

土橋委員長 以上のとおりであります。その他何か御意見、御質問はございますか。

鈴木委員 先ほど山田委員からも話があったが、この流会について、党派の勢力争い等は  
絶対ないと断言しながら、今後の百条委員会になると思います。議会事務局、  
委員の皆さんの御意見等踏まえる中で、私どもと議会事務局の目というものと、  
違った第三者の学識経験者の方を参考人として、サポートいただくことのほうが、  
より県民に、どんな状況であったのか、この百条委員会の中で、どういう真意の  
中で動いているか、それを判断していただくことも必要であるし、あくまでも中  
立、公正、公平の中で、百条委員会を進めなければならないので、委員長に学識  
経験者を参考人として、言い方はおかしいんですけど、御意見を願う有識者を  
願いますので、皆さんの御意見を聞きながら、お諮りいただきたいと思ひます。

山田（一）委員 元々、100条第1項の調査権で、意見を聞くという発想はない。真相を究  
明するために調査権を発動して、皆さんの意見を聞くときに、そこで第三者の目  
とかなないじゃないですか。私達あのときは、本当に初めてのことで突然のことが  
起こって、みんなが右往左往して時間切れになったという場面を目の当たりにし  
てきているので、それを真相究明するんであれば、そんなことで第三者の意見で、  
あのときに遡ってというわけにいかないから、皆さんが調査した上で検討すべき  
ことだと思ひます。

鈴木委員 確かに、それぞれの委員の考え方がありますので、今の山田委員の考え方もあ  
るだろうが、私とすれば流会というものの重み、全国で初めての流会をしてしま  
ったこの事実というのは、消すことができない、未来永劫残ってしまう。なぜ、  
こういうことになったのか、県民にはっきりわかっていたたく。個人的感情では  
なくてね。やはり中立の目で見えていただく、そういう方がいていいと、私が判断  
しただけであって、あと皆さんがどのような判断をするかは解りませんが、私は  
私なりにそう思ったから発言したわけであって、皆さんの意見を聞いてください。

久保田委員 はい、賛成。

山田（一）委員 それは百条委員会が終わった後、マスコミもいますし、そこで判断すればい  
いことであって、うちの委員会の中で呼んで聞くというのは、本末転倒になるか  
ら、やめてほしいと思ひます。流れの中で、そういう場面はあるかも知れませんが、  
しかし、現時点で今から、今日、誰を呼ぶか今決めて、話を聞かないうちに、そ  
んな話が出るほうが、そもそも結論が先にあるような誤解をしてしまいますので、  
今日の場面でいう発言ではないかなと思ひます。

鈴木委員 今日の場面ではといったけれども、例えば、実際の場面で聞いていないと、後

からになって、例えば、議会事務局から出したもの、これを見てどうですかというよりも、そこで発言をしてくださいとは言っていない、参考人として聞いてくださいといっている。この場でその方に発言をして貰うのではなくて、山梨県議会の議長たるものが、どういう発言をしたのか、どういう考えを持っているのか、書面で後からなんて訳にはいかないと思っている。皆さんがいいのかどうか判断していただければそれでいいと思っている。はっきり内情を見てもらって、どんなことを喋るのか、どんなことを質問するのかを、はっきり第三者として県民に伝えてもらったほうが、はっきり解りやすい。

土橋委員長 鈴木委員、ただいまのは要望ということでよろしいですか。

鈴木委員 そうですね、委員長に要望します。

土橋委員長 参考人は委員長に一任していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

桜本委員 ちょっとよろしいですか。この調査権で参考人としておいでいただく方に、例えば、本人が弁護士の同席を求めたいとかいった場合は可能なんですか。事務局いかがですか。

土橋委員長 今調べるので、暫時休憩します。

（休 憩）

再開します。先ほど委員長に一任いただいた参考人の件ですが、委員長にはその権限がないということですので、したがって、皆さんの採決の中でお諮りしたいと思います。

山田（一）委員 参考人の提議をお願いします。

土橋委員長 学識経験者で、あの・・・。

鈴木委員 私達は流会に対してプロフェッショナルではない。学識経験者というのは何年も前から、そういうことを研究している人がいる。

山田（一）委員 それにしても、現場で流会なんて場面はないですよ。あくまで机上の話ですよ。

鈴木委員 でも、私達よりもわかっていただける、そういうことを研究している人がいる。それはそれで、いけないとかではなくて、一般的に、費用は日当くらいかかるでしょうね。それは、しょうがない。

土橋委員長 それでは、委員長に一任は出来ないということで、鈴木委員の言った参考人を招致するといった話に対しての採決をしたいと思います。賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する  
調査特別委員会会議録（平成28年6月30日）

（賛成者起立）

賛成多数ですですので、参考人を招致したいと思います。また、人選等には委員長にお任せいただきたいと思います。

これを持ちまして本日の平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を閉会いたします。

以 上

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の  
流会に関する調査特別委員会

委員長 土橋 亨